



オムスワは Okayama Medical Social Worker Association の頭文字の略語です。

岡山県医療ソーシャルワーカー協会事務局：玉島病院内 倉敷市玉島乙島4030 <http://www.omswa.org/>

暑い日が続きますが、皆様お変わりありませんでしょうか。
外出する際は、熱中症、脱水等に気を付けて、対策をしていきましょう。



研修会のお知らせ

【第1回 ステップアップコース研修】全体研修兼ねる

テーマ：～在宅医療におけるソーシャルワークの役割について理解する～

講義、グループワークを通じて、在宅医療におけるソーシャルワーク業務、課題、ジレンマ、MSWとして大切にしている点等を実践報告の中から可視化し、病院と在宅のMSWとしての視点等を共有することで今後のより良い連携を学べます。是非ご参加ください。

日時：2019年9月14日（土）14：00～16：15（受付13：30～）

場所：倉敷在宅総合ケアセンター4階多目的ホール（岡山県倉敷市老松町4丁目4-7）

シンポジスト：つばさクリニック 南智子氏、あさのクリニック 向川真博氏、茶屋町在宅診療所 松岡邦彦氏
以上3名

申込み：8月31日（土）までに下記までFAXでお申し込み下さい。

倉敷リハビリテーション病院 MSW 河原宛て FAX 086-421-5533

※申込時には所属、氏名に加え、MSWとしての経験年数を必ずお書き下さい。

【基礎コース研修】

◇1年目第3回・2、3年目第2回研修

日時：2019年9月28日（土） 9：45～16：30（受付9：15～）

場所：津山中央病院（津山市川崎1756）

内容：午前 年金制度について 午後 ロールプレイ

講師：岡山市立市民病院 松下康一郎氏

対象：2019年度 基礎コース研修受講者

☆上記の研修に参加される方で施設長宛に公文書が必要な方はかとう内科並木通り診療所の横山までご連絡ください。
TEL086-264-8855（代表）メール namiki03@kato-namiki.or.jp



事務局からのお知らせ

【2019年度第2回理事会報告】

日時：7月8日（月）18：30～20：45

議事：①2019年度総会の振り返り

②各部事業報告・計画

研修部…研修報告、研修計画、基礎コース参加資格について等

広報出版部…協会ニュース等

財務部…財務報告等

事務局…事務局変更に伴う法人登記変更について等

③全国MSW協会会長会報告

④地域包括ケアシステム学会について

⑤中国地区医療社会事業大会について

⑥関連職種団体会議等出席報告

⑦緊急連絡連絡網について 他

【中国地区医療社会事業大会のお知らせ】

中国5県の各県協会が持ち回りで開催しています。詳細な案内が届きましたらお知らせします。

日時：2019年11月30日(土) 10:00~16:00 予定

場所：広島県医師会会館（広島市東区二葉の里3丁目2-3）

テーマ：「災害について(仮)」

参加費 3,000円

【他団体からのお知らせ】

◇「せつこさんを救う会」

愛知県医療ソーシャルワーカー協会より会員の方が海外で臓器移植を受けるための募金活動の周知依頼がありました。詳細は当該ホームページにてご確認ください。

せつこさんを救う会 <http://setsukosave.com/>



◇第11回倉敷権利擁護支援フォーラム

豪雨災害から1年を迎えて～災害と権利擁護～

内容：基調講演「被災者支援活動から見えてきたもの」

講師：岡山弁護士会 大山知康氏

シンポジウム 「豪雨災害から1年～あのとき・これまで・これから～」

日時：2019年9月21日(土) 13:00~16:30

会場：くらしき健康福祉プラザ「5階プラザホール」(倉敷市笹沖180)

申込み：倉敷市社会福祉協議会

TEL086-434-3301 FAX086-434-3357

Email tilkifukushi@kurashikisyakyo.or.jp



◇相模原障害者殺傷事件から3年-生命の重みを問い、支援と人権を考える岡山集会-

内容：「基調報告」弘徳学園 統括施設長 重利政志氏

シンポジウム「被告に対し福祉現場からの率直な見解をもとに反論する」

座談会「事件に影響を与えたであろう障がい者に対する見方を問いなおす」

日時：2019年9月22日(日) 10:00~16:00

会場：岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館 301号室

参加費：2,000円(学生1,000円) 定員：200人

申込み：社会福祉法人 弘徳学園

TEL086-272-0625 FAX086-272-5751

Email sumairu@cup.ocn.ne.jp

◇第36回いのちの電話相談員 全国研修会おokayama大会

第16回アジア太平洋地域電話カウンセリング国際会議

日時：2019年10月24日(木)~26日(土)

会場：岡山プラザホテル・岡山国際交流センター

問合せ：社会福祉法人 岡山いのちの電話協会

TEL086-245-4344 FAX086-245-7743

Email okayama-inochi@bz04.plala.or.jp

以下の会員情報についてはホームページ上では掲載しません。

【入会A会員】 【退会A会員】 【会員登録変更】

【会員名簿の訂正】 【新人紹介】

☆今月の担当は、岡部（玉島中央病院）、田中（渡辺胃腸科外科病院）、中野（倉敷記念病院）でした。

9月の担当は、安保（梶木病院）、日高（岡山大学病院）、沼本（吉備高原医療リハビリテーションセンター）です。尚、原稿を依頼される場合は、安保（梶木病院）のメールアドレスまでお送り下さい。

締め切り 8月20日(火) 必着 安保 renkei@kajikihp.or.jp

平成 18 年(2006 年)の医療保険制度改革/診療報酬・介護報酬同時改定にて、介護療養病床が平成 23 年度末での廃止が決定した。同時報酬改定に際し、実態調査の結果、医療療養病床と介護療養病床で入院患者の状況に大きな差が見られなかった(医療の必要性高い患者と低い患者が同程度混在)ことから、医療保険と介護保険の役割分担が課題になったことや、医療費適正化の議論をうけたことが理由にあげられる。

〔療養病床：病院又は診療所の病床うち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。〕

療養病床の在り方等に関する検討会が開催され、下記整理が行われた。

○現行の介護療養病床、医療療養病床の主な利用者状態像

- ・平均在院日数が長い(特に介護療養病床は約 1 年半の平均在院日数となっている。)
- ・特養や老健よりも、医療・介護必要度が高い者が入院しており、要介護度や年齢も高い者が多い。

これらの状態像から以下の機能が必要とされた。

- ・長期に療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重、家族や地域住民と交流が可能となる環境整備(『住まい』機能の強化)
- ・経管栄養や喀痰吸引等、日常生活上必要な医療処置や、充実した看取りを実施する体制

⇒『住まい』機能を確保した上で、医療機能を内包した新たな施設類型が提案された。

⇒要介護高齢者の長期療養・生活施設である新たな介護保険施設『介護医療院』を創設。(平成 30 年 4 月施行)

介護医療院の定義 (介護保険法第 8 条第 29 項)

介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

介護医療院 ②施設・設備基準

	介護療養病床(病院) 【療養機能強化型】	介護医療院	介護老人保健施設	
	指定基準	指定基準	指定基準	
施設設備	診察室	各科専門の診察室	医師が診察を行うのに適切なもの	医師が診察を行うのに適切なもの
	病室・療養室	定員4名以下、床面積6.4m ² /人以上	定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※転換の場合、大規模改修まで6.4m ² /人以上で可	定員4名以下、床面積8.0m ² /人以上 ※転換の場合、大規模改修まで6.4m ² /人以上で可
	機能訓練室	40m ² 以上	40m ² 以上	入所定員1人あたり1m ² 以上 ※転換の場合、大規模改修まで緩和
	談話室	談話を楽しめる広さ	談話を楽しめる広さ	談話を楽しめる広さ
	食堂	入院患者1人あたり1m ² 以上	入所定員1人あたり1m ² 以上	入所定員1人あたり2m ² 以上
	浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの
	レクリエーションルーム		十分な広さ	十分な広さ
	その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所	(薬剤師が調剤を行う場合:調剤所)
	他設備	給食施設、その他都道府県の条例で定める施設	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室
構造設備	医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備、放射線に関する構造設備		
	廊下	廊下幅:1.8m、中廊下は2.7m ※経過措置 廊下幅:1.2m、中廊下1.6m	廊下幅:1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅:1.2m、中廊下1.6m	廊下幅:1.8m、中廊下の場合は2.7m ※転換の場合 廊下幅:1.2m、中廊下1.6m
	耐火構造	(3階以上に病室がある場合) 建築基準法に基づく主要構造部:耐火建築物	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり	原則、耐火建築物(2階建て又は平屋建てのうち特別な場合は準耐火建築物) ※転換の場合、特例あり

(参考:厚生労働省「介護医療院の概要」より“施設・設備基準”

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000337651.pdf>)

要介護認定で要介護 1~5 に認定されている方が対象です。これから対象になるケースも多くなると予測されます。厚生労働省老健局老人保健課の開設状況によると平成 30 年 4 月 30 日時点で 3 件でしたが、平成 31 年 3 月 31 日には 150 件が開設しているようです。

